

第 80 回運営委員会
資料 1

2007/10/12 10/15 の運営委員会向け加筆修正案
松本 誠

2007年10月25日

兵庫県知事
井戸敏三様

武庫川流域委員会
委員長 松本 誠

武庫川水系河川整備基本方針原案についての意見書

(答申書案)

武庫川流域委員会は2007年7月6日に開催した第50回流域委員会で河川管理者（兵庫県）から提示された武庫川水系河川整備基本方針原案について、5回の流域委員会および10回におよぶ運営委員会において、委員から提出された膨大な修正・加筆意見をもとに審議し、県と協議した。

その結果、県は原案を大幅に修正・加筆して10月9日までに9回にわたり修正版を更新し、同日開催された第54回流域委員会に「原案の改訂版」を提出了。同委員会でもさらに、河川管理者と委員会の考え方が最後まで一致しない論点について協議し、これらについては重ねて修正・加筆等を要請するものとして、流域委員会としての原案審議を終えた。

この基本方針原案の審議を終了するにあたり、大幅に加筆・修正された改訂版をもとに、原案審議の過程で確認された事項や明らかになった問題点を指摘するとともに、委員会の提言が反映されなかった項目についてさらに修正・加筆の再検討を求め、以下の通り委員会の意見を添えて答申する。

兵庫県は当委員会の2006年8月提言を真摯に受け止めようと武庫川総合治水推進会議を設置している。そして、流域委員会は参画と協働の理念のもとに、この基本方針策定以降も「河川整備計画」の策定プロセスについても継続して県と協議し、長期にわたってその責任を果たして行かなければならないと決意している。こうしたことにして、兵庫県および河川管理者はこの答申書に添えた意見の扱いはもちろん河川整備計画の策定においてもその方向性を誤ることのないように留意されたい。

1. 原案の修正にかかる協議プロセスと改訂版の位置づけ

前文に記載した経緯から原案の本文はほとんど書き改められ、付属の資料編についても重要

な個所は大きく書き改められて、武庫川水系河川整備基本方針（当初原案を修正した改訂版）が生まれた。幾つかの論点について委員会は納得できず、最後まで相容れないものはあったが、概ね合意に至った事項に関わる膨大な修正・加筆への担当者の取り組みについては、その努力を率直に評価したい。

したがってこの改訂版は、「よりよい方針づくりを目指そうとする共通の思い」によって、「流域委員会という場を通じたよりよい内容の基本方針への意見提案」と、互いの意見を理解しようとする「流域住民・委員会と管理者双方の努力」で形成される「参画と協働のプロセスの成果として仕上がった文書」という性格を持つものであって、関係者の協働作業の成果である。

この協働作業では、その審議の過程で進行上しばしば「（その修正で）合意する」との表現が用いられてきたが、厳密な意味では、この改訂版は、委員会と河川管理者の「合意文書」という性格を持つものではない。制度上、基本方針への記載内容は最終的には河川管理者がその責任において判断するものだからである。しかしながら、武庫川では「参画と協働」を基本とする一連の取り組みによって、流域住民は委員会の場を通じて基本方針原案に対して意見を述べる機会を有していた。それゆえ、原案と提言が相違するという意見については、それを流域住民の視点に立った意見として管理者が納得したうえで修正するという過程が大切である。原案の延べ9回にわたる修正・加筆は、この過程を経て管理者がそれぞれの意見に対して得心した結果であり、管理者の責任の下にその都度、書き変えられてきた内容のものである。

この一連のプロセスを支えてきたものは、一般住民の関心をはじめ、委員会と管理者双方の熱意と根気にある。双方が時間をかけて粘り強い協議を重ね、可能な限りの“合意”を図るという姿勢を貫いた結果でもある。基本方針で決定的な対立点を残したままでは、次に控える整備計画の審議に大きな禍根を残すと懸念したからでもある。

原案提示以降の委員会審議はこのように進行し、この過程を経ることによって、結果として、よりよい内容の基本方針案に仕上がったと評価することができる。それは同時に、少しでも社会的な合意を得やすい方向で仕上がったという重要な意味を持っている。

以上の位置づけから、言うまでもなく管理者は、パブリックコメントや県河川審議会等、今後の方針策定の過程において、この基本方針原案改訂版に関する十分な説明を行う責務がある。

2. 当初原案についての委員会の評価

委員会の2006年8月提言は、当委員会が2004年3月の兵庫県知事の諮問に対して忠実に真摯に対応し、2年半にわたって長時間の議論を重ねて取りまとめたものである。このことは先の提言書に述べたとおりである。そして、知事はこの提言の重みを率直に受けとめて、新しい河川行政に生かしていきたいと再三にわたって言明されている。

しかし、当初提示された基本方針原案の内容は、残念ながらそうした経緯を反映していないような印象を与えた。とくに当初の文案は、総合治水への意気込みが伺い難く、旧来型の河川行政に立ち戻ったかのような印象をや多くの委員、原案に注目していた多くの住民に与えた。

その結果が、多数の委員から膨大な分量の修正意見書が出され、事務局が整理した項目だけでも当初の段階で 300 項目を超えたことに象徴されている。

委員会に対する知事の諮詢も、委員会の 2006 年 8 月提言も、これまでの河川行政のあり方にに対する深い反省から、河川整備を従来のように「川の中」だけで考えず、流域全体で考える、すなわち洪水が一挙に川へ流入するのを流域全体で抑制する流域対策を展開し、治水・利水・環境を一体的にとらえて、これまでにない総合治水に全面的に取り組むことにあった。にもかかわらず、当初の原案は、その取り組みの姿勢が「消極的」との印象を与えるものであったため、各委員が「より積極的な取り組み」に関して個別具体的に指摘して、原案審議に大きな時間を取る一因になった。

同じことは、「委員会の提言に沿って原案を作成した」という説明が行われたものの、実際には基本方針本文はもちろん資料編においても、新しい試みに対しては既存の他の河川との見合いや国の意向等が優先され、委員会提言の趣旨を反映することに消極的であるとの印象を与えたことは、委員や住民に河川行政に対する不信感を与えかねないことに十分に留意する必要がある。

3. 原案の改訂版についての評価と確認事項等

(1) 従来の河川整備の考え方を転換する「政策目標」の明記

改訂版は、審議の結果、当初原案が大幅に書き改められ加筆・修正されたものであり、河川整備の基本方針としては従来にない画期的な意義を持つものとなった。

第一に、この基本方針には、従来の武庫川水系工事実施基本計画では触れられることのなかった政策目標が明確に記述されている。

すなわち、「河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」に、「想定を超える事態においても第一に人的被害の回避・軽減を図ること、第二にライフラインや緊急輸送路等守るべき機能を明確にして防御することにより県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避することを目標として、総合的な治水対策及び安定した利水対策を推進する」として、明確に基本方針の目標を規定している。これは、総合的な施策によって得られる「成果」を目標として定めたものであり、河川管理者（以下、管理者）が県民に約束する政策目標（政策実施により得られる結果）を示したものと理解できる。今後策定される武庫川の河川整備計画においては、少なくとも治水対策と利水対策は、この政策目標に合致していることが求められる重要なものである。

国管理の一級河川の河川整備基本方針においてもさえも、2007 年 9 月末時点で策定済みの 75 水系でこのように明確に目標を記述した事例は数少ない。「目標」という単語さえほとんど記載されていないのが実情である。

第二に、この政策目標が、「想定を超える事態においても」すなわち、超過洪水の場合や整備途上段階で施設能力以上の洪水が発生した場合をも対象とし、目標として定めていることに注目したい。超過洪水に対しても人的な被害を回避・軽減するとともに、生活や社会経済活動への深刻な被害を回避するために、総合的な治水・利水対策に取り組むという“宣言”である。

従来の河川整備の考え方では、計画規模を想定し、その想定を上限とした整備実施（計画規模の洪水を安全に流下させること）のみを目標としてきた。このため、従来は超過洪水への対応そのものが記載されておらず、管理者が超過洪水に対しても成果を目標として示したのは、この改訂版が初めてといえる。このことは、武庫川の従来の河川整備の考え方を 180 度大きく転換する意義を持つものである。

これらの結果は、審議の過程を通じて共有された「ダム等の洪水防御施設の充実をいかに図っても水害をなくすことはできない」という事実認識とともに、その前段としての「管理者が果たすべき責任とは何か」についての真摯な議論に基づくものである。本来、こうした政策目標は明記されることが当然であり、これまで明記されてこなかったことの方が特殊な状態であった。この点は当初原案でも記載されていなかったことや、前例がほとんどないことを考えると、改訂版はこの点で画期的なものになったといえる。

（2）流域全体における総合的な治水への取り組み

改訂版では、総合的な治水への流域全体での取り組みを明記している。委員会の 2006 年 8 月提言で述べたように、総合的な治水は河川管理者のみで推進し得るものではなく、流域 7 市および県政の関連部署との連携による行政横断的な総合政策として推進する必要がある。加えて流域住民と流域で事業を営む事業者とも緊密な連携と協力が欠かせない。

総合治水の展開については、基本方針の中でその推進を明確にし、総合的な治水を強力に展開、推進していく意思を明確に表明したことを評価したい。ただし、後述するように、個々の流域対策についてさらに努力を期待したい部分は残っている。

県はすでに 8 月提言直後に、副知事をトップとする武庫川総合治水推進会議を設置し、総合的な治水の推進に向けて取り組む姿勢を示している。今後は、個別の課題について具体的な推進策を明らかにし、実行と実効性を高めていくことに期待するものである。

そうした意味で、改訂版は、武庫川流域をモデルとして流域での総合的な治水に取り組む兵庫県の「総合治水宣言」であると受けとめたい。

（3）「武庫川らしさ」を反映した内容

河川整備基本方針は国土交通省の“ひな型”を踏襲し、全国画一的な最低必要限度の記述にとどまるという傾向が全国的に見られる。固有名詞を取り替えれば、どこの河川の基本方針か分からぬようなものもある。

今回の武庫川の整備基本方針の策定過程はその点では全国に先んじて総合治水に取り組んだり、計画策定プロセスについても画期的な展開をしてきた。当初案ではこうした武庫川の整備計画推進についての特徴や武庫川の河川や流域の持つ特徴を踏まえた記述が希薄であったけれども、改訂版では、一定の「武庫川らしさ」が随所に記載された内容となった。それは、「流域及び河川の概要」はもちろん、とくに「河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」の冒頭に 1 ページを設けて理念と骨格を記載したことに如実に表われている。

とりわけ、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針の骨格となる理念の中に、治水への要請と同時に河川環境への高い关心を同時に併せ持つことから、治水と環境保全の両方に対す

る方針を書き込んでいること、および河川整備のすべての段階において流域住民等との参画と協働によって推進する方針を書き込んでいることは特筆される。

これらは、いずれも今後の武庫川づくりの大きな指針となるものである。

また、基本方針文書の構成についても、その構成を従来型から改めるとともに、冒頭に「序文」に相当する文書を冠することによって、一般県民にも分かりやすい、読みやすい文書になった。

当初県は、こうした構成の変更や序文を冠することに関して、「法定文書である本文」の構成や書き方については旧来のやり方や他の河川における文書スタイルとの“横並び”にこだわり、かつてない策定経過と計画内容をめざした武庫川らしい基本方針の書き方を求める委員会との間で長い議論を費やした。委員会は河川法（政令）にもとづく「河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」と「河川の整備の基本となるべき事項」が記載されていれば、文書の構成は河川管理者の裁量権の範囲にあることを主張し、県民に分かりやすい文書にするよう求めた。

最終的には、県は従来の構成を大きく変えることに合意し、基本方針本文は「1 流域及び河川の概要」をはじめとする3本柱で構成するとともに、序文にあたる「武庫川水系河川整備基本方針の策定にあたって」という前文を冠することになった。序文の中では、基本方針の定義と運用、策定にいたる経緯、基本方針の特徴や今後のスケジュールなどが簡潔に記載されている。

なお、この協議の中で河川管理者としては、この序文を含めて基本方針の本文と、流域及び河川の概要、治水、利水、環境の4つの資料編をセットにしたもの「武庫川水系河川整備基本方針」として取り扱うことを確認した。

（4）超過洪水対策と堤防強化について

当初原案では、洪水が計画高水位（H.W.L.）を超える場合の堤防強化について触れられていなかったが、修正によって、「将来的な技術開発の進展に合わせた堤防強化の推進」を明記した。

天井川となった武庫川下流域の築堤区間においては、住民の最大の願いは、想定を超える洪水になっても堤防が決壊して壊滅的な被害をもたらさないようにすることであり、下流域の治水対策では堤防強化を最優先とするよう、委員会は提言してきた。しかし県は、河川行政として約束できるのは、あくまでも計画高水位以下の洪水を安全・確実に流下させるための堤防強化であり、それ以上の洪水に対する堤防強化は技術面で実用化のメドが立っていない現状では約束しても責任を持てない、という議論に終始した。

協議の結果、最終的に、河川対策、流域対策に次ぐ減災対策の中で「計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目標として被害をできるだけ軽減するため、技術開発の進展に合わせて堤防強化等の対策に取り組む」として加筆された。

この加筆修正が意味するものは、河川管理者として責任を持つ基準となる計画高水位以下の洪水を安全・確実に流下させるための堤防強化に留まることなく、計画高水位を超える洪水に

対しても技術開発の進展に合わせて強化すること、である。

築堤区間においては、計画高水位に対する堤防余裕高が比較的大きく、計画高水位を超える水位に対してもその余裕高部分が容易に決壊しないように補強することは定性的な安全度向上に寄与する。堤防強化技術は時代によってさまざまな工夫がなされ、また将来さまざまな工夫が生まれる余地があり、超過洪水に対してハード面でも対応する方針を明言することによって、技術の進展を促す期待も含まれている。

なお、こうした堤防強化を実施したとしても、「避難」が減災の方策として必要不可欠であることに変わりはない。

(5) 計画進行のあらゆる段階で「参画と協働」を貫く

当初案では、計画の各段階における流域住民の関わり方についての記述が乏しかった。改訂版では、計画推進のあらゆる段階において「参画と協働」を貫くことを明確にするため、「これらのことと踏まえ、専門家や地域住民等の『参画と協働』のもと、安全で自然と調和した個性豊かな武庫川づくりに向け、流域全体での総合的な治水対策を基軸として、治水、利水、環境にかかわる施策を展開する」と明記された。

また文末には、「河川整備は長期間を要するものであることから、整備計画策定と計画実施の各段階においても目標を明確にしてできるだけ事業効果を早期に発現できるよう費用対効果等を勘案して、選択と集中により効果的かつ効率的に整備を進めるため、『参画と協働』のもとに段階的な整備を進める」と明記された。

この修正・加筆の意味することは、整備計画策定の段階では当然であるが、計画実施や以降の計画見直しの全ての段階においても、それぞれの時点での目標を明確にして、参画と協働を貫くことであると確認した。

(6) 上下流バランスに関する記載について

当初案では、「洪水、高潮などによる災害の発生の防止または軽減に関する事項」の中で、項目を設けて「上下流バランス」の記載があった。改訂版では、この項目を削除し、河川対策の方針の中で「…本支流及び上下流の治水バランスに十分配慮しながら…」と記述し、一般論にとどめた。

上下流バランスは河川対策の一般原則として重要であり、下流から順次整備していくことが肝心である。ところが武庫川においては、三田市の北摂三田ニュータウン開発にあわせた中流域の三田市街地の整備を先行させた結果として、新しい降雨モデル評価では上下流バランスを失っているという経緯を持つ。そのような現状分析を踏まえず一般的な原則をことさら記載する意義は見出せない、として上記の修正を行った。

むしろ、結果として治水の大原則である上下流バランスを失うこととなった過去の「上流優先整備」から学んだ教訓を、今後の整備計画に生かすべきである。具体的には、宝塚新都市（仮称）計画や北摂三田第2テクノパーク計画など流域内の大規模開発計画について、現時点で未だ明確な方針が出されていない。しかし、開発予定地であることから、基本的に開発方向の進展がある可能性が高いことを踏まえ、整備計画の検討において再び上流優先の整備を進める結

果とならないよう十分配慮するべきである

また、武庫川の整備計画の議論の中で県が一貫して、下流域の整備目標流量を高く設定するための根拠として主張してきた経緯があることを考えると、過去の経緯を踏まえずに一般原則をことさら強調することが妥当でないことを指摘して修正した意味は大きい。

(7) まちづくりと一体となった川づくり

当初案では、まちづくりとの関わりについての記述は希薄であったため、改訂版では「川づくり」と「まちづくり」の関わりの記述を明瞭にした。

まず、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針の理念を記載している部分において、「流域の社会経済情勢の変化に即応するよう、流域関係市の総合計画、都市計画区域マスタープラン等との調整を図り、かつ土地改良事業、下水道事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用を図る」ことが明記された。

次に、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針の減災対策において「まちづくりと連動した流域及び氾濫域の土地利用の規制や誘導等について関係機関と調整を図る」ことを明記している。

これらが意味することは、関係機関との調整を前提としながら、土地利用の規制・誘導を含んでまちづくりと川づくりを一体化したものとして取り扱う必要性とそれを推進することである。この背景には、「高度に市街化した氾濫域を持つ武庫川において河川のみによる川づくりの限界」と「武庫川を地域資産として活用した積極的なまちづくりの推進」という2つの視点からは、共通部分が大きいとする認識がある。

(8) 武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則について

当初案では、河川環境の保全に関する2つの原則について部分的記述に留まっていた。改訂版では、これらの原則についての記述は「河川環境の整備と保全の全体的な方針」においてほぼ完全な形で加筆・修正された。

委員会は河川整備の際に適用する重要な原則としてこの「2つの原則」を提言していたが、部分的な記述のゆえに誤解を生じたり、解釈において改変される恐れを排除するため、提言を忠実に反映する記述を求め、提言のほぼ全文が記載された。ただ、8月提言の文言にも一部の文言については修正をえた方がよいと判断された個所があるために、提言の文言を一部修正したうえで、改訂版に記載した。

なお、種と固体の保全のどちらを優先するかということについて「種を守っておれば個体や生態系の回復はあり得る」という解釈が独り歩きし、適当な場所への移植等によって種は守られたという解釈が通用することへの懸念に対して、こうした勝手な解釈をいさめるために、この原則は「武庫川水系に暮らす種が、将来的にも武庫川水系で持続的に生息しうることを目標とする」ことや、生物の生息空間の総量維持の原則についても、保全と再生による総合的な環境対策を仔細に明記している。

また、「実施するうえでの課題と、実効性を確保するための方策」についても具体的に明記し、技術的な検討については専門家による技術検討を記載している。この原則は、こうした全体の枠組みをセットで履行することが前提になっていることを忘れてはならない。

(9) 内水面漁業と魚類（水生動物）の生活環境の保全・再生について

当初案では、内水面漁業や魚類の生活環境の保全・再生について記載されていなかったため、改訂版では、武庫川における内水面漁業や魚類の生活環境の保全・再生についての対応が記載された。

改訂版では、内水面漁業の現状を記載したうえで、「河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」の中の「動植物の生活環境の保全・再生」において「武庫川本川では、青野川合流点より下流の堰・床止めに設けられた魚道などにより、アユ等の遡上は可能と報告されているが、魚類にとってより望ましい武庫川とするため、産卵や生息の場として利用されている瀬、淵の保全や、移動の連続性の向上に努める」と加筆修正されている。

この修正は、魚類の移動の連続性を確保し、より望ましい生息環境の確保をめざすこと、加えて、武庫川漁業協同組合が県に要望している「武庫川でも天然アユの遡上復活をめざす」ことを意味し、そのための水質、水量、河川構造の条件整備に取り組むことをも意味していることを管理者は確認した。

委員会の8月提言の中でも魚類への言及が不十分であったことについては、委員会としても反省しており、提言提出後に漁業関係者へのヒアリングを重ねた結果、かつては天然アユが豊富に釣れた豊かな淡水魚の河川であったこと、ここ数十年ぐらいの間に生息環境が極度に悪化していることを共通認識として持つに至っている。

なお、今後の審議のために、なんらかの形で漁業関係者が協議に参加することの必要性を指摘しておく。

(10) 台風23号被害の記述について

当初案では、治水事業の沿革（基本方針本文の流域及び河川の概要）に関する記述において、平成16年の台風23号被害が武庫川にとって既往最大流量をもたらした台風の災害であるにもかかわらず、これについての具体的な記述が希薄であることが問題になった。とくに、8月提言をまとめまるまでの流域委員会の審議に大きな問題意識をもたらした西宮市のリバーサイド住宅地区の被害と実質的な全戸移転による解決に至ったことを、本文に明確に記載することを委員会は求めた。

県がこれに難色を示した理由はいまだ明快ではないが、ようやく「下流部の西宮市名塩木之元（リバーサイド住宅）等未整備区間において、住宅の床上・床下浸水や橋梁の流失などの被害が発生し…」と記述することによって委員会の意見はからうじて反映された。また、資料編についても同様の趣旨から記述や資料を補強した。

治水計画は過去の被害や対応の失敗等から学ぶことが何よりも重要であり、過去の被害の記録や治水事業の経緯を明確に記載することは、今後の治水計画の立案にその経験を生かすために重要である。この観点からすれば、過去の被害や経緯を単なる記録として記載することにと

どめ、これとは関わりなく治水計画が策定されるかのような印象を、少なくとも委員会や県民一般に与えたことは、今後の大きな反省材料でもある。このことは災害や治水事業の経緯だけでなく、流域及び河川の概要を記載する際にも、何のために記載しているのかということを常に念頭に置かなければならないという点で共通する課題である。

4. さらなる修正努力を求める問題

(1) 流域対策および、とくに水田貯留への取り組みについて

降雨が河道に流入する前に、流出を一時的に抑制する流域対策は、総合治水の重要な要素である。

河川整備の基本となるべき事項について、ピーク流量等一覧表では「流域対策による流出抑制量」は「参考」表示として括弧書きにとどまり、その数値は提言からもかなり減じた数値となっている。

旧来の河川計画に関する文書を顧みれば「参考表示の形でも異例の記載で、画期的な表現」であるとの説明には一定の理解は得られるものの、武庫川の特性を顧みると更なる努力を期待したい。

流域対策を高水処理計画に位置づける際の難点として県が挙げた理由は以下の3点である。

- ①公的所有ではない施設では、将来にわたって治水施設として維持され、期待した流出抑制量が確実に担保される保障がない。
- ②水田など一時貯留施設の貯留操作に公的強制力が及ばない民間の施設等の場合には、必要な操作が確実に行われる保証がない。
- ③ピーク流量の流出抑制に寄与するための貯留操作の技術等が開発、確立されておらず、現時点では抑制量を数値として計上するには限界がある。

これに対し委員会は、以下のような意見を提言している。

- ①武庫川流域 500 km²における流域対策を進めるのに、公的所有施設に限ればその対象はごく極少数に限定され、総合治水の名に値しなくなる。総合治水とは、河川管理者だけを取り組むのではなく、流域のあらゆる住民、事業者が協力して取り組むことである。
- ②超長期の目標を挙げる場合に、現時点での厳密な担保を求める必要はない。現時点では具体的に整合性を持たなくても、将来の住民・事業者等の参加や技術開発等を促進するためにも、河川管理者が目標を掲げることが流域対策推進の重要なカギとなる。
- ③仮に、現時点で高水処理計画に位置づけることが困難な対策があるとしても、将来の可能性を視界に入れ、その実態に応じた制度設計などを先行してつくることは必ずしも不可能ではない。むしろそのような知恵を出すことを通じて、裾野の広い流域対策実現のプロセスが見えてくると思われる。

流域対策の中でも水田の一時貯留については、8月提言でも詳細な提案を行っている。県が一部の農会長等へのアンケートを実施したが、アンケート結果では約8割が、水田への一

時貯留による治水活用について条件付きで賛成しているとも分析できる。

水田の持つ一時貯留機能は、高水処理計画においては記載が困難であるとしても、現実の降雨時、とりわけ中小降雨や集中豪雨による小地域の流出抑制機能において治水効果を發揮する。水田耕作者の治水貢献への高い意識と、すでに県が実施しているモデル地区等でのさまざまな試行と、水田がもたらす治水への流域住民の期待に鑑み、武庫川流域における総合的な治水の象徴的存在として、水田の持つ一時貯留機能を最大限もたらすように、管理者はあらゆる努力をはかることが求められている。

水田の治水活用は委員会の8月提言をまとめる過程でも多くの提案が出されており、とくに農業政策の観点からも重要な意味を持っている。例えば、現在耕作中の水田以外にも、農村人口の減少と高齢化により放棄された水田も武庫川流域で次第に目立つようになっている。これらを流出抑制対策に活用することも積極的に検討すべきである。所有権の問題等検討課題は多いが、放置すれば社会的にも別の問題を引き起こすことを考えれば、総合政策の観点から積極的に取り組むべき課題の一つでもある。

また、資料編には検討過程で使われた資料や数値の算出・検討資料などを盛り込み、理解をしやすいようにするべきである。

(2) 適正な水利用と流水の正常な機能の維持について

正常流量の確保については、当初案では文字通り「流量」だけの確保と捉えられていた傾向にあったため、最低限「流水の連續性」について記述が必要であることを求めた結果、「流れの連續性」が加筆された。正常流量は最低限確保するべき「許容ミニマム」の流量であることを直視し、より豊かな水量の確保に配慮した計画づくりをすすめることが肝要である。

水循環機能の確保については、水循環は流域を単位とした空間の水移動の基本的な機構として治水、利水、環境の各観点に関わるものであり、総合治水の基本方針の中でも「健全な水循環」は上位に位置すべき概念である。

当初案では、「水循環」の位置づけ、および「健全な水循環」の具体的な扱いが軽く、基本的なイメージや達成の方向を理解できるものではなく、その定義も資料編でしか記述がなかった。改訂版では、水循環の定義が明確になり、健全な水循環系づくりの方向が見えるよう大幅に加筆修正された。

今後は、「健全な水循環」が基本方針の中の言葉だけに終わることのないよう、整備計画の治水、利水、環境のあらゆる面でこれを視野に入れた計画づくりがなされることを期待したい。

しかし、さらなる加筆修正の努力を求める事項も多い。

一つは、水量を回復させる方策の方向性である。適正な水利用と流水の正常な機能の維持は、内水面漁業と魚類（水生動物）の生活環境の保全・再生で示した通り、水質、水量、河川構造の条件整備に取り組むことを意味しているが、それらの具体的な方策についての方向性を記述するまで至っていない。とくに水量については、長期的に少雨傾向が示されており、現状を改善する方向性なしに回復は望めない。広域的な水融通や取水・排水の見直しなど広範囲の検討を要する事柄ではあるものの、問題意識の喚起とともに、今後の積極的な取り組み方針を盛り込むことを求めたい。

二つ目は、川の流れが「健全な水循環系」の一環としての役割を確実に担えるように、原則として、「武庫川から取水した水は武庫川に戻す」という目標を掲げるべきである。もちろん、この目標の実現は「原則として」であり、現実には極めて困難な課題に直面すると認められるけれども、農業用水、上水、発電用水等で取水した水は下水処理場からの排水も含めて、できるだけ早く元の川に戻すことを目標として掲げるべきである。河川の総合的な管理者である河川管理者には「健全な水循環系」の確保に対する責務があり、「森・川・海の再生プラン」を県政の柱に掲げる兵庫県としては、とりわけ重要な課題であるといえる。

三つ目は、水循環系の一環としての地下水に留意することをうたうべきである。また治水面から、武庫川の下流域は過去に過剰揚水による著しい地盤沈下を経験し、河川事業にもさまざまな問題を招來したことに留意し、地下水が河川と密接に関わっていることを考慮し、大地震時の液状化への影響を含めて、地下水管理に関して関係部局とも連携し、努力していくことを目標に掲げるべきである。

四つ目は、渇水時等の緊急時の水利用については、当初案では「関係機関及び水利使用者と連携し、情報提供、情報伝達体制を整備する」に留まっていた。改訂版では「水利使用者相互の応援・協力体制の強化をはじめとする広域的な水融通の円滑化に関係機関及び水利利用者と連携して取り組む」と加筆された。

しかし、広域的な水融通の円滑化は、8月提言の骨格の一つでもある「既存ダムの治水活用」の実現に大きく影響する問題でもある。流域人口の減少や節水と原単位の見直しにより、既存ダムの利水容量の下方修正に可能性があることや、緊急時だけでなく平常時においても水融通の円滑化のために広域的な給水ネットワークを推進する必要があることを念頭に置くべきである。給水ネットワーク構想は渇水時の水融通だけでなく総合治水を進めるための既存ダムの事前放流やピーク流量の低減にも役割を果たすという観点からも、既存ダムの貯水容量の利用配分の見直しの検討も含め、その配分権を有する河川管理者として具体的な方向性を記載るべきである。

5. 意見が反映されなかつた問題

(1) 基本高水のピーク流量と配分の将来見直しについて

「河川整備の基本となるべき事項」は、管理者としても基本方針の最も重要な部分として流域委員会が始まって以来一貫して強調してきた部分である。委員会も、基本高水の選定とピーク流量の配分については提言書をまとめる2年半の審議期間のうちの半分以上を費やしてきたといつても過言ではない。

そのことは、8月提言でも詳細に経緯を記述し、選定した数値が“不動の数値”といえるものではなく、さまざまな点で算出根拠になる前提条件の数値に議論がある中で、現時点で出し得る数値として従来の河川行政が踏襲してきた「安全側を採る」という“原則”を認めて、幾重にも安全側の数値を採用した結果であった。だから、委員の多くは結果的には過大な数値との印象を持ちながらも、将来の数値の見直しや、新規ダム以外の対策を優先して検討し、優先して実施することと併せて数値の選定に合意してきた経緯がある。

したがって、それらの数値がどのような経緯でもって算出され、どのような意味合いを持った数値であるかということを踏まえて数値を取り扱うように提言してきた。「経緯はともかく、数値さえ選定すれば、その数値があたかも絶対的な真実性を帶びて“独り歩き”する」ことを厳に戒めてきたはずである。

しかし、当初案では、従来型の基本方針のこの事項の記載例にもとづいて、ほとんど、選択した数値だけが記載されるにとどまり、懸念された“数値の独り歩き”が現実のものとなって表われたように委員の多くは受けとめた。しかも、協議の中で県は「基本方針に掲げた数値は将来とも動かせない固定したものである」というような考え方を反復し、データの蓄積や多様な調査結果を検証したうえで将来における数値の見直しの可能性を明確にすることはなかった。

こうしたことから、これらの数値が選定された経緯や数値の算出根拠を基本方針本文や資料編で明確にするとともに、将来の見直しの可能性について触れるよう委員会は求めたが、この問題は協議の最後まで平行線をたどった。しかし、土壇場の第54回流域委員会の協議の中で、県は幾つかの前進した修正を行うことを明らかにした。

一つは、将来における基本方針の見直しである。この答申書6-(3)の「今後の基本方針の見直しについて」で触れているように、さまざまなモニタリングの結果や自然的・社会的条件の変化、新たな科学的・技術的知見が得られた場合には、将来において数値を含めた基本方針の見直しを行うことについて、県はこれを確認した。

二つ目は、基本方針の資料編において、基本高水とピーク流量の配分を算出した上記の経緯をデータも含めて記載するよう検討するほか、対策の基礎になる現況流下能力を基準点と下流の流下能力狭窄部における流下能力と計画流量等についても記載を検討することを約束した。

三つ目には、流域対策による流出抑制量80m³/sの算定基礎についても資料編に記載するよう検討することを約束した。

委員会の8月提言における基本高水およびピーク流量の配分については、委員会が独自に、勝手に積算、算出したものではない。委員会が独自にそのような作業をおこなう時間も能力も費用も与えられておらず、流出解析をはじめ数値検討のすべては県の作業と説明、報告に基づいており、委員会は第三者的な立場からその算出根拠やデータの取り扱い、算出の仕方など、従来は河川行政の手中にあり住民には“ブラックボックス”になっていた一部を明らかにし、疑問点をただし、データや算出方法などの取り扱い面では正等を求めてただけである。

したがって、最終的に基本高水を選定する決め手になった委員会の専門部会の検討結果についても、県が提出し説明したデータが基礎になっているから、基本高水やピーク流量の配分根拠等についても、県自身もこの専門部会報告を否定することができないはずである。もしも、8月提言後に、提言と異なる判断をする根拠を見い出したとすれば、その根拠について県は詳細に説明するべきであるが、県は基本方針の原案を提示後そのような説明は全く行っていない。

それならば、県は委員会の提言に記載したこれらの数値を選定した際の条件を忠実に守らなければ、数値さえ得れば数値を独り歩きさせて勝手な解釈を振り回すというそしりを免れない。

8月提言では、この点について委員会はどのように述べているか、選定した基本高水についてどのような条件を付けているかを再度記載し、その履行を求めたい。

委員会は専門部会報告を承認し、県もその報告に同意していた。すなわち、2006年5月28

日の 11 時間にわたる基本高水選択専門部会がまとめた報告は、2004 年（平成 16 年）の台風 23 号型降雨により算出したピーク流量 $4651 \text{ m}^3/\text{s}$ を採用するが、専門部会が報告した下記 5 項目の付帯意見を条件として承認したものである。数値だけが独り歩きしがちな基本高水について、「苦渋の選択」を行った経緯を重視し、5 項目をセットとして受けとめることの重要性を指摘している。

第 1 は、台風 23 号型降雨を採用した経緯を記したもので、①この降雨は異常な降雨パターンの一つであること ②この降雨パターンに基づいて引き伸ばした降雨は対象降雨として選択する過程でいったんは棄却されたが、その後にこの台風の実績降雨による洪水が武庫川における既往最大流量であることや、国土交通省河川砂防技術基準の記述（大洪水をもたらした降雨を対象降雨から落とさないように注意しなければならない）も考慮して、棄却基準を満たすよう時間分布に最小限の修正を加えて対象降雨に採用したことなどの経緯を認識することである。

第 2 は、このピーク流量 $4651 \text{ m}^3/\text{s}$ の年超過確率を流量確率の算定結果を用いて検証し、このピーク流量は $1/100$ 確率流量の上限値に近いものであるが、安全の観点からこの流量を採用したことである。

第 3 は、天井川になっている武庫川の下流域の安全を考えるならば、既往最大洪水をもたらした 23 号台風の降雨パターンを $1/100$ 確率規模に引き伸ばした降雨から算定された流量は、流域住民にも納得できる数値であるという位置づけである。

第 4 は、基本高水に大きい方の数値 $4651 \text{ m}^3/\text{s}$ を採用しても、それに対応した治水対策は安易に新規ダムに直結するのではなく、新規ダムなしで対策を行えるよう努力する一と、対策の選択肢の検討について条件をつけたことである。さらに、「整備計画では新規ダムを位置づけない」方向でとりまとめを議論しており、基本方針でも流域対策と河道対策で対応できないものは新規ダムも選択肢の対象の一つとした「洪水調節施設」で対応するが、その際は、新規ダム代替施設を優先して検討するとともに、将来の整備計画を策定する際にも、住民意思を反映させる仕組みを保障することを条件としている。

第 5 は、大きなピーク流量の基本高水を採用すれば、ピーク流量は小さいけれども洪水継続時間は長いというハイドログラフが治水対策の検討過程で取り上げられないことも懸念される。破堤の危険性評価や堤防強化策の検討では、継続時間の長い洪水の方が危険側にある洪水のタイプと考えられるので、今後の具体的な治水対策の検討では、洪水継続時間の視点からの考察も重要なことも付記されている。

したがって、県はこの付帯事項を忠実に守り、その趣旨を基本方針の中に盛り込まなければならない。もし履行しないのであれば、その理由を明確にし、委員会が採択した基本高水と数値が同じまたは近似していても、委員会の審議経過とは別の選定理由を基本方針本文あるいは資料編において詳細に記述しなければならない。

（2）河川対策の優先順位と洪水調節施設検討の優先順位について

委員会の 8 月提言では、流域対策によって可能な限り河川への流出抑制に努力したあと、河川で対応する洪水対策はまず河道で最大限の流下能力を確保し、河道で対応できない残りの流量を洪水調節施設で分担する一としていた。

ここでは、2つの優先順位を明らかにしていた。

一つは河川対策における整備の優先順位である。「川は川のために優先して使う」ことを基本に、まず、河道の掘削、築堤区間の引堤、掘り込み区間の拡幅、低水路の拡幅、高水敷の切り下げ、堤防強化などを順次優先して行うよう求めていた。洪水調節施設は、河道で対応できない流量を一時貯留することによって下流域へのピーク時流量を抑制するために検討する手段と位置づけていた。

これに対して基本方針原案の当初案では、「洪水調節施設により洪水調節を行うとともに、河道掘削、低水路拡幅、護岸、堤防強化、治水上支障となる堰・橋梁等の改築を行い…」となっていたが、改訂版では「河道掘削、低水路拡幅、護岸、堤防強化、治水上支障となる堰・橋梁等の改築や洪水調節施設の整備を行い…」と順序を入れ替えた。委員会は、当初案では、いかにも洪水調節施設を優先して進めるような印象を与えると懸念を指摘したのに対して、県は記載順序を入れ替えたものの「記載の順序は必ずしも検討・整備の優先順位を意味しない」と補足したが、記載順序を入れ替えることによって誤解を避ける配慮をした。

もう一つの「優先順位」に関わる論点は、洪水調節施設の検討および実施の順序である。

委員会は8月提言以来、この件については「新規ダム以外の方策（ダム代替策＝既存ダムと遊水地）を優先して検討し、優先して実施することを明確に指摘していた。基本方針レベルでは、未知の事柄も多いので、新規ダムも選択肢の一つとして残していたが、整備計画では新規ダムを選択肢にすることを明確に否定していた。

しかし、県は原案協議の中では一貫して「いずれの選択がベターであるかを検討するのに、特定の選択肢を優先して検討するわけにいかない。検討はいずれの選択肢についてもその可能性を並行して行う。この件に関しては、委員会の提言と県の立場は基本的に異なる」と明言して譲らなかった。加えて、「基本方針に記載した洪水調節施設への流量配分を担う処理方法（整備メニュー）は、基本方針策定段階では具体的な施設名を明記しないが、今次の整備計画策定時までに基本方針レベルの処理方法は具体的な施設計画を定める」と言い切ってきた。

委員会は、整備計画策定時に超長期の基本方針レベルの洪水調節施設計画の先取りをするのは、基本方針と整備計画の関係や位置づけからしておかしいことを指摘した。この段階で県は、「基本方針は大枠を決めるもので、手戻りを避けるためにも大枠の中で30年間の整備計画を立てるのが無駄な投資を避けるためにも有効な方策」として、基本方針と整備計画の関係についての見解を変更するかのような説明を繰り返した。

こうした対立は最後まで氷解することなく、武庫川峡谷の環境調査の先行実施などと併せて、県は新規ダムを優先的に検討するのではないかという不信感を抱かせる根拠となつた。

第54回流域委員会でも委員会は県に対して、「武庫川峡谷の環境調査についても、県はこれまで説明してきた通り、新規ダムを建設することを前提に環境調査を行うのではなく、県の立場として、新規ダムを採用する場合にも、採用しない場合にも、説明責任を果たすためには資料として耐えうる峡谷の環境調査資料が必要なための調査であることに、間違はない」と再確認し、県も間違はないと確認した。

あらためて、河川管理者に翻意を促す。兵庫県が7年前、武庫川の整備計画をゼロベースから審議をやり直すことを決断し、今日の流域委員会にその検討を委ねたのは新規ダム建設設計画

が行き詰ったのが直接的な引き金だった。委員会は2年半にわたって精力的に審議し、真摯な検討と議論を重ねて、8月提言をまとめた。

その提言で委員会は、ダムを含めた河川整備の社会的な合意形成プロセス（工程）として、以下のように提案した。

- ① ダム以外の治水対策を優先して、検討する
- ② ダム以外の治水対策を優先して、できるかぎりの整備を実施する（今次整備計画）
- ③ 環境負荷の低減対策の開発には時間を要することから、②と並行してダムに関する環境負荷低減方策や環境影響の評価を行う
- ④ ③の成果を踏まえて、次期整備計画においてダムの採否についてあらためて議論する

この提案は、社会的な合意形成のために、ダム以外の方策でできることは何でも実施してきたという実績とともに、十分な時間かけて環境負荷低減方策を開発し環境影響評価を実施してきたという事実を踏まえたうえで、次期整備計画でダムという影響の大きい治水手段の選択の判断を流域に投げかける可能性を示したものである。武庫川峡谷の特殊性を考えた場合に、ダム選択への社会的な合意形成にはさまざまな条件を必要とする。委員会の提案したプロセスは、最も現実的なプロセスであると確信している。

また、政策手段としての検討順位について新規ダム以外の方策を優先的に検討することは、結果として河道を含む河川対策の自由度を増すことになる。治水に特化した巨額の投資を集中的に行うよりも、治水・利水・環境を総合的に考えられる対策を実施することのメリットが大きいことを、河川管理者はそろそろ気づくべきであろう。

さらに言えば、武庫川における新規ダムの選択は、単純な用地買収費や建設費の積算では見えてこないコストが生じる。県政にとってもますます重要性を増している地域経営の観点からみれば、ダム建設への「賛成」「反対」が地域にさまざまなコストを生じさせる。金銭に換算することが不可能なものまで含めると、その“総コスト”は従来の河川行政で算出してきた単純な建設費の積算では見えてこない、莫大な社会的コストを伴う。賢明なる県政ならば、「法にかない、理にかない、情にかなう」方策を総合的に判断すべきであろう。

最後に、管理者が万一、上記のような観点から提案した委員会の合意形成プロセスを採用しないのであれば、県は委員会の提案に代わる「社会的な合意形成を可能にするプロセス」を、責任を持って提案するべきである。今次整備計画に新規ダムを組み込んだ原案を提示する場合には、過去のダム反対運動をはるかに上回る厳しい批判が湧き起るであろうことは容易に想像できる。単なるダム反対運動にとどまらず、参画と協働のプロセスの意義が問われることは必定である。

委員会はそのような事態を招くことのないよう、切に希望したい。

6. 今後の課題についての幾つかの要請と留意点

(1) 「参画と協働」による河川行政推進の課題

兵庫県が全国に先駆けて、徹底した住民参加の流域委員会を立ち上げ、整備計画のみならず

基本方針から委員会へ諮問し、しかも基本方針と整備計画の原案作成への指針となる提言を求めた「二段階方式」を採用したことは、全国的に極めて高い評価を受けている。阪神・淡路大震災の貴重な体験に根ざして、計画段階から住民主体の行政推進を重要施策に掲げてきた結果でもある。

しかしながら、流域委員会の審議の過程では委員会の主導的な運営に協力し、また具体的議論の現場では一定程度の理解と対応はできていたものの、原案作成段階になるとそのプロセスの公開性が減じられ、原案自体に盛り込まれた参画と協働の理念と姿勢は徐々に希薄化されていった。

委員会提言でも述べていたように、「参画と協働」は具体的個々の事業の現場で実態的に運用されなければ、何の価値も見い出せないことになる。旧来の反省のうえに立ち、計画策定段階、実行段階、計画の見直し段階すべてにわたって「参画と協働」の理念を生かしていく強い決意が基本方針の中に盛り込まれる必要がある。画期的な河川整備の基本方針をつくりうとする努力に対し、多くの委員は兵庫県政の旗印にそれでは汚点を残しかねないのではないかという懸念を抱いた。

この点に関しては、「計画進行のあらゆる段階で『参画と協働』を貫く」の中で述べた通り、基本方針本文の「河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」の前文で2カ箇所にわたって記載され、その意味合いを確認した。この趣旨を違えることなく、今後より一層、具体的の計画づくりや実行に移す段階でも、参画と協働の実効性を上げていくよう努力されたい。

なお、「参画と協働」についてはもう一点、重要な指摘をしておきたい。参画と協働を実現するためには、その前提として十分な情報公開を行うことが必須である。行政にとって知られたくないこと、不都合なこと、まだ検討段階の情報についても可能な限り共有していくことが不可欠である。行政にとって都合のよいことだけを公表するのは、広報の段階でしかなく、それでは計画段階からの参画や協働を進めることはできない。こうした徹底した情報の公開と共有は他方で、行政の方針について住民から誤解や疑惑を抱かれないと最も最良の手段となることを銘記すべきである。

(2) 進展する地方分権への対応と、自立した自治体への姿勢について

武庫川は兵庫県知事が管理する県管理の河川である。その河川整備基本方針を策定するにあたり、法律的には「国土交通省の同意」が必要なことは承知しているが、その基本方針を策定するに際しては旧来とは大きく条件が変化していることについての認識が、河川行政の現場レベルではまだまだ乏しいことが明らかになった。

2000年 地方分権システムへの移行にともない、国と地方の関係は「対等・協力」の関係になった。さらに、機関委任事務の廃止によって国の関与が大幅に制限され、法律に基づかない限り、県の行う事業について国は関与できない仕組みに変わった。政令・省令で定められていることも、国からの通達（マニュアル）によらず、県は自らの判断で法解釈をすることも可能になった。しかし、予算計上等の補助金の裁量権は国土交通省が持っていることから、その指示を仰ぐことが優先され、兵庫県自らの責任で行うべき基本方針の策定に及び腰になっている印象を幾度となく受けた。

地方分権改革はいま第2期に入り、ほんの数年後には大きな転換点が来る。国の直轄河川の

府県への移譲も改革の俎上にのぼっており、河川行政分野での分権型社会への変化は急ピッチで進む可能性がある。兵庫県の河川管理は県が胸を張って独自の観点から進める自信を持って欲しいというのが、委員会の率直な期待である。地方分権のリーダーシップを握ろうとしている兵庫県政のお膝元らしく、分権時代の河川行政を武庫川で先鞭をつける姿勢が欲しい。

(3) 今後の基本方針の見直しについて

超長期におよぶ河川整備の基本的な方針を示す河川整備基本方針は、策定時点で入手できる範囲内の資料やデータをもとに整備の目標や対策を定めたもので、当然のこととして将来的に確実に固定できるものではなく、前提条件が変わってくれば将来において見直すことは当然の帰結になる。県も序文において「社会的影響を考えると安易に変更するものではありませんが、自然的・社会的条件が大きく変化した場合、あるいは新たな科学的・技術的知見が得られた場合など、必要に応じてその内容を検証し、見直しについて適切に対応していく」と記載している。

また、本文のモニタリング（河川の維持管理・流域連携）の項では、「良好な河川環境や河川景観、多様な水利用を踏まえ、河川の土砂堆積、植生、瀬・淵、水質等の適切なモニタリングを行うとともに水位、流量等の水文資料を蓄積し、河川整備や維持管理に反映させる」と記載し、このことは「今後の状況の変化やデータの蓄積、モニタリングの結果、流量配分の数値等についても当然、将来において見直しがあり得ることを意味している」ことを県は確認している。

今回の基本方針、整備計画に関する流域委員会の審議の中では、8月提言で選定した基本高水や個々の流量配分数値については、その審議過程で十二分に解明できない数値が少なからずあることが指摘された。このことは8月提言の中でも、流出解析の途上で前提にした幾つかの数値データなどについて異なる議論や考え方、意見が交錯する中で、その都度「治水計画ではより安全側の数値を採用する」という考え方を取り入れることによって一定の合意をしてきたという経緯が記されている。

これらは、将来の状況の変化やデータの蓄積、モニタリングの結果によっては、今次基本方針で採用した数値に少なからず影響してくることは容易に予想されることを意味している。したがって、今後のデータの蓄積や調査結果を検証して将来の見直しがあることを明記した意味は、単なる一般論を超えて現実味を持っているものと委員会は理解している。基本方針原案改訂版の中でも、この点を一層明確にするよう要請する。とくに、基本方針本文および治水に関する資料編で、そうした意味合いを明記しておくことは、極めて重要である。

そのためにも、基本方針策定の経緯や基礎になった資料を遠い将来においても住民等が閲覧、情報共有できるように、県はどのような対応をとるのかについて明らかにするよう委員会は求めた。これに対して県は「担当課では一連の資料は未来永劫にわたって保存する」と説明した。一方委員会は、「20～30年後等、次の整備計画を策定する際や将来に基本方針等を見直す必要が生じた際に、今次の基本方針策定の際に使ったデータや資料が確実に後世に伝えられ、だれでもいつでもその情報にアクセスできるように保存してもらいたい」「計算の根拠となった最終バージョンの、資料・データはパブリックコメントなどの際にも一般の人が分かりやすいように、資料編あるいは同等の保存と公開が行われる方法で記載してもらいたい」と要請した。こ

うした資料の取り扱いについても、具体的な反映方策の検討を求める。

(4) 基本方針文書の取り扱いについて

委員会と県の協働作業の成果として、当初案に比して改訂版はその構成も含めて大幅に改善された。しかしながら、基本方針文書の構成については「法定文書である本文」とその資料編である4つの資料（流域及び河川の概要に関する資料、治水に関する資料、利水に関する資料、環境に関する資料）の取り扱いについては、法的な位置づけも関わり一般住民には極めて分かりにくい。

これら4つの資料編は、単なる“参考資料”にとどまらず、基本方針本文の内容を補足し裏づける「不可欠な資料」である。とりわけ、治水に関する資料は基本高水やその流量配分の算出に関わる重要な要件を記載するものであって、更なる内容の充実を求める同時に、検討の経過で使ったすべての資料の確実な保管と情報共有の方法を担保することを提案する。

また、基本方針の特徴を一般住民にも分かりやすく示すためにも、委員会の提案によって基本方針の特徴や策定経緯等を記載した「序文」を冠することになった。今後のパブリックコメントの際の取り扱いに限らず、河川管理者はこの序文を含めた基本方針の本文、4つの資料編をセットにしたものと「武庫川水系河川整備基本方針」として取り扱うことをすでに確認している。このことの確実な履行にも注意を払うように、付言しておく。

こうしたことは、将来、委員会や今回の検討過程での業務資料一式が行政文書の保存期限等を超えた場合においても、どのような考え方に基づいて基本方針の本文記載内容が導き出されているのかを、後世の県民および管理者が知ることの権利を担保するためでもある。

7 整備計画の原案策定に向けた留意すべき課題

(1) 基本方針決定に至る過程での流域委員会の参画について

本答申後、管理者は委員会が答申の中で求めたさらなる課題を検討し、パブリックコメントに供するというスケジュールを明らかにしている。原案について3ヶ月を超える緻密な協議を重ねてきた委員会の答申内容に対する取り扱いや、パブリックコメントを経て寄せられた県民からの意見への対応等について、委員会が何ら関知しないのは「参画と協働」の理念からして極めて不自然である。答申さえ出せば、あとは管理者の裁量で進めるというのは、いかにも行政優位の旧来型の発想である。

したがって、委員会としては答申に対する県の検討結果およびパブリックコメントを経て県民から寄せられた意見にどのように対応したかということについても、流域委員会に報告し、理解を得る努力をするよう要請する。

すでに先行して武庫川と同じような手順で兵庫県が基本方針を策定した千種川においては、委員会の最終的な提言に対して県が結論を出した最終的な案を委員会に報告するとともに、パブリックコメントを経た後の意見の取り扱い及び修正点等についても委員会に報告し意見を求めた経緯がある。千種川よりも数倍も濃密な協議を重ねてきた武庫川では、より一層その必

要があると委員会は考える。

(2) 整備計画原案の作成検討段階での情報共有について

県は今後、基本方針策定の後、2009年9月を目途に整備計画の原案を作成し、流域委員会に提示するスケジュールを説明している。

8月提言の提出から3年もの長い整備計画作成の検討期間を要したのは、委員会の提言に反して、新規ダム計画にかかる武庫川峡谷の環境調査を県独自の判断で行うということが主たる要因であることは明らかである。この環境調査が「新規ダム建設を前提にしたものではなく、環境面から新規ダム建設の可否についての一定のデータを県としても用意しておかねば、管理者として整備計画原案の作成はできない」という立場を認めるとしても、整備計画の原案を県が作成するまで、その過程で委員会に合意形成を大事にするための対応を行うことが不可欠であると委員会は考える。

委員会は先に洪水調節施設の検討の優先順位の項で触れたように、8月提言で以下のようなプロセスを提言している。

- ①新規ダム以外の治水対策を優先して検討する
- ②新規ダム以外の治水対策を優先して、今次整備計画でできる限りの整備をする
- ③新規ダムがもたらす環境への負荷低減方策の開発には長期間を要するので、②と並行して新規ダムに関する環境負荷低減方策の開発や環境影響の評価を行う
- ④上記③の成果を踏まえて、次期の整備計画において社会的な合意形成を改めて図る

このようなプロセスの提案は、2000年に県が旧来計画を白紙にし、ゼロベースから再検討する決断を下し、流域委員会にその検討を諮問した精神に合致しており、多様な流域住民の意見を踏まえたうえでなお同時に、氾濫域の安全度を可及的速やかに引き上げていく最も現実的なプロセスとして提案したものである。

しかしながら、今回の基本方針原案の協議の中では、県はこの合意形成のプロセス提案を採用しないと明言している。具体的には、新規ダム以外の治水対策を優先して検討するのではなく、今次整備計画では新規ダム以外の治水対策を優先してできるかぎりの整備を実施することを想定せずに、並列的に検討するとしながら、新規ダムの環境調査費を優先的に支出している。

少なくとも表面的に表われている状況は、「新規ダム優先」の印象を委員会にも、流域住民にも与えていることは明白である。

したがって、県は整備計画原案の作成過程で検討している問題や関係機関との協議の状況について、可能なかぎり委員会に報告し、委員会の疑問に答えながら作成作業を進めていくことが重要である。

今回の基本方針原案の審議の中で、最後まで意見が対立した問題点を引きずりながら、県が委員会の8月提言を無視したまま整備計画原案の作成に至るのであれば、この答申書で高く評価した基本方針が水泡に帰し、県は武庫川の総合治水を進めていくうえで流域委員会を設置する以前よりもさらに一層困難な状況に直面することは容易に想定できる。

そうしたことを招来しないためにも、県は整備計画の作成過程を委員会と情報共有しながら、意見の違いを抱えた中でも何らかの合意形成を図っていくよう役立てていくことが必要

である。

(3) 各種調査や協議の進行状況を流域委員会へ報告することについて

上記の観点からすると、今後の整備計画策定過程で取り組まれる各種の調査や、流域自治体や既存ダムの治水活用に関わる利水事業者との協議会の動き、流域対策の具体的な検討や関係機関と事業者等との協議あるいは県河川審議会の専門部会との協議等について、流域委員会に適宜報告し、意見交換していくことが必須と思われる。

また、治水対策等における比較検討結果や検討資料等についても報告や説明の対象になる。

こうしたことは、委員会が提言をまとめる過程で時間不足から具体的な検討・検証は提言後の県の課題として委ねた問題が少なからずあったことに起因する。したがって、県は委ねられた課題に対して逐次委員会に報告する義務があると考えている。これらを踏まえて今後は、氾濫域における浸水想定シミュレーションの検討や各市の防災計画との整合性の検討や、河川整備の具体的方策等に関する具体的検討経過を共有するなど、委員会との意思疎通を豊かにしておくことこそがその後の整備計画のスムーズな審議に向けた手法であることを明言しておく。

(4) 整備計画の原案提示までの流域委員会の開催等について

したがって、基本方針が策定されたあとも、県は流域委員会の運営委員会を定期的に開催して上記のような報告や意思疎通の機会とするほか、運営委員会との協議の中で必要があると認められるときには全体委員会である流域委員会も段階を経て適宜開催することを提案する。

(5) 並行した活動をめざす流域連携への支援について

総合治水を推進していくためには、武庫川における流域連携が多様に形成され、住民や自治体の活動が息づいていくことが大切である。

委員会は8月提言で、こうした流域連携の展開について幾つかの提案をしており、流域における自発的な連携活動が広がることが、総合治水を進めようとする県にとっても大きな援軍を得ることになる。そのことは、流域連携で先行した千種川における経験から、県も深く学んでいるはずである。

これらの活動に関わる始動時期については早期に基礎を築いておく必要があり、そのタイミングが非常に重要となる。すでに委員会はそのタイミングを計り、この6月に流域連携の旗上げとなる「武庫川シンポジウム」を開催した。さらにその後、有志委員が中心になり住民活動団体「武庫川づくりと流域連携を進める会」を発足させ、流域の一般市民とともにミニシンポジウムの開催や、参加者を拡大し、流域の事業者とも連携の輪を広げようとしている。今後さらに、県に提案していた「武庫川ガイドブック」の編集・発行にも取り組み、整備計画の策定作業と並行して流域連携の盛り上がりを図ろうとしている。

今のところ、阪神北県民局が地域団体活動パワーアップ事業の助成対象事業として支援しているが、武庫川づくりに不可欠な流域連携の推進に、河川行政をつかさどる県土整備部の関心と支援が極めて少ないのが気にかかるところである。住民の「川づくり」の活動やイベントに

対しての補助金や共催、後援、広報などの支援についても「アドプト制度」にとどまらず、積極的に取り組むべきである。千種川のように土木事務所など河川行政担当部局が事務局を担うところまでは求めないとしても、いま少し積極的な関心と支援が求められるところである。

流域委員会の委員が、委員の立場を離れて自らが提案した流域連携にボランティアで取り組んでいるという意気込みを評価し、県としても何らかの関わりや支援策を期待したい。

以上